

第15回 仙北市 国家戦略特別区域会議 仙北市提出資料

令和6年10月16日





高度外国人材等

仙北市内で外国人材を雇用しようとする事業主を支援するため、**国家戦略特区「外国人雇用相談センター」**を活用。雇用条件等の明確化等を通じ、スタートアップ等の事業推進に必要な外国人材の雇用を推進するため、入国手続きや在留手続きに関する相談対応を実施。

仙北市グローバル雇用・創業 ワンストップセンター

【仙北市外国人雇用相談センター】

- 設置主体
国（内閣府、法務省）及び仙北市
- 設置場所
仙北市グローバル雇用・創業
ワンストップセンター内
- 開設時期
令和6年度中
- 対応時間
月曜日～金曜日（祝日、年末年始を除く）
10:00～17:00 予約優先
- 実施体制
センター長、相談担当、受付スタッフ等を配置
- 業務内容
 - ・弁護士、行政書士等による相談
 - ・オンライン申請の支援
 - ・各省庁窓口との連絡調整

相乗効果

【仙北市開業ワンストップセンター】

- 設置主体
国（内閣府、法務省、国税庁、厚生労働省）及び仙北市
- 設置場所
仙北市グローバル雇用・創業
ワンストップセンター内

法務省（仙台出入国在留管理局）

- ・入国手続きや在留手続きに関する相談対応
- ・出入国在留管理制度に関する情報提供等



秋田県

（秋田県外国人材受入サポートセンター）

- ・企業からの相談対応や専門家の派遣
- ・企業向けの外国人材受入セミナー等の開催



地域関係団体

- ・大仙仙北地域外国籍住民等サポート事業運営委員会
- ・仙北市国際交流協会 等

期待される効果

- 仙北市における
外国人材の雇用を円滑化
（高度外国人材等）



高度外国人材等

仙北市内における外国人を含めた開業を促進するため、**国家戦略特区「開業ワンストップセンターの設置」**を活用。外国人を含めた開業の促進のため、登記、税務、社会保険等の法人設立や事業開始時に必要な各種申請等のための窓口を集約し、関連する相談業務や各種手続の支援を総合的に実施。

仙北市グローバル雇用・創業 ワンストップセンター

【仙北市開業ワンストップセンター】

- 設置主体 国（内閣府、法務省、国税庁、厚生労働省）及び仙北市
- 設置場所 仙北市グローバル雇用・創業
ワンストップセンター内
- 開設時期 令和6年度中
- 対応時間 月曜日～金曜日（祝日、年末年始を除く）
10:00～17:00 予約優先
- 実施体制 センター長、相談担当、受付スタッフ等を配置
- 業務内容
 - ・申請書の作成支援
 - ・オンライン申請の支援
 - ・各省庁窓口との連絡調整

相乗効果

【仙北市外国人雇用相談センター】

- 設置主体 国（内閣府、法務省）及び仙北市
- 設置場所 仙北市グローバル雇用・創業
ワンストップセンター内

法務省（公証人役場・法務局）

- ・電子定款の認証
- ・法人設立登記



国税庁（税務署）

- ・法人設立届出
- ・青色申告の承認申請
- ・給与支払事務所等の開設等届出
- ・源泉所得税の納期の特例の承認に関する申請



オンライン
申請

連絡調整

厚生労働省

（年金事務所・労働局・ハローワーク・労働基準監督署）

- ・健康保険関係の届出
- ・厚生年金保険関係の届出
- ・雇用保険関係の届出
- ・労働保険関係の届出



期待される効果

- 創業支援の裾野のさらなる拡大
- 創業相談から法人設立までのワンストップ支援機能のさらなる充実

1. インターナショナルスクール誘致事業

取り組み

①インターナショナルスクール誘致促進事業

国家戦略特区の優位性や豊富な観光資源等を活かし、高度外国人材の子女の教育機関となる**インターナショナルスクールの誘致活動**を行う。

②インターナショナルスクール受入環境整備事業

市内既存施設や未使用施設をリスト化し、利活用を提案する。併せて、言語の壁を意識せず市内移動ができるMaaSの事業化検証実験を行う。

活用予定メニュー

①インターナショナルスクールの整備に係る

国家戦略特区支援利子補給金制度の活用

「国家戦略特区支援利子補給金の支給

(国家戦略特別区域法第28条)」

②インターナショナルスクールの整備に係る

特別償却又は税額控除の活用

「設備投資促進税制(法人税)(国家戦略特別区域法第27条の2)」

2. 高度外国人材等受入促進事業

取り組み

①高度外国人材等招聘促進事業

高度外国人材等のニーズや市内不足サービスの調査や、市内事業者等の高度外国人材等に関するニーズ調査、その他招聘促進活動等を行う。

②高度外国人材等受入環境整備事業

受入企業等や外国人を含めた起業・開業の相談・対応支援を総合的に行う**グローバル雇用・創業ワンストップセンター**を整える。

活用予定メニュー

外国人を含めた開業促進のためと外国人材を雇用しようとする事業主支援のための「グローバル雇用・創業ワンストップセンター」の設置(国家戦略特別区域法第36条の2、第37条の3)



令和6年1月のインターナショナルスクール運営法人向けの視察ツアーの様子



高度外国人材の市内視察イメージ



ワンストップセンターイメージ